

令和7年第2回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	令和7年2月26日（水） 午前9時30分～午前10時20分				
2 場 所	千葉市緑区役所 4階選挙管理委員会室				
3 出席委員	委員長	浅野 千秋	職務代理者	岩坂 展子	
	委 員	山澤 菊枝	委 員	石本 春樹	
4 出席書記	事務局長	杉山 信弘	選挙班主査	積田 浩二	
5 議 題	議案第3号	ポスター掲示場の設置場所の決定について			
	議案第4号	投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第5号	期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第6号	開票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第7号	投票所の決定について			
	議案第8号	期日前投票所の決定について			
	議案第9号	期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて			
	議案第10号	不在者投票を行う場所等について			
	議案第11号	開票の場所及び日時の決定について			
	議案第12号	投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について			
	議案第13号	開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所について			
	議案第14号	千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について			
	議案第15号	投票所の投票立会人の選任について			
	議案第16号	期日前投票所の投票立会人の選任について			
	議案第17号	選挙人名簿の抹消者について			
	議案第18号	選挙人名簿の登録者について			
	議案第19号	選挙人名簿からの抹消について			
6 議事の概要	(1) 議案第3号 ポスター掲示場の設置場所の決定について ポスター掲示場の設置場所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (2) 議案第4号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (3) 議案第5号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (4) 議案第6号 開票管理者及びその職務代理者の選任について 開票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (5) 議案第7号 投票所の決定について 投票所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (6) 議案第8号 期日前投票所の決定について 期日前投票所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (7) 議案第9号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについては、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。				

6 議事の概要	(8) 議案第10号 不在者投票を行う場所等について 不在者投票を行う場所等については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (9) 議案第11号 開票の場所及び日時の決定について 開票の場所及び日時の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (10) 議案第12号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (11) 議案第13号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所について 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (12) 議案第14号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (13) 議案第15号 投票所の投票立会人の選任について 投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (14) 議案第16号 期日前投票所の投票立会人の選任について 期日前投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (15) 議案第17号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (16) 議案第18号 選挙人名簿の登録者について 選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (17) 議案第19号 選挙人名簿からの抹消について 選挙人名簿からの抹消については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (18) その他 次回会議の開催は、令和7年3月1日（土）午前9時30分と決定した。
7 会議経過	(1) 議案第3号 ポスター掲示場の設置場所の決定について 事務局：千葉県知事選挙及び千葉市長選挙の候補者のポスター掲示場について、昨年の衆議院選挙と同様、区内168か所に設置する。 質疑：行き止まりで、ほとんど利用のない公園に設置されている事例もあり、設置場所については適宜見直す必要があるとの意見があった。 (2) 議案第4号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 事務局：当日投票所の投票管理者及びその職務代理者について選任する。 質疑：特になかった。 (3) 議案第5号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 事務局：本設又は増設の期日前投票所に従事する各日の投票管理者及び職務代理者を選任する。 質疑：特になかった。 (4) 議案第6号 開票管理者及びその職務代理者の選任について 事務局：当日の開票管理者及びその職務代理者については、緑区選挙管理委員会委員長及び同委員会事務局長を充て、選任する。 質疑：特になかった。

7 会議経過	(5) 議案第7号 投票所の決定について 事務局 : 緑区の投票所については、従前と同様、22か所とする。 第7投票区については、昨年から引き続き誉田小学校体育館とし、 第20投票区の扇田小学校については、今まで使用していた体育館が 翌日の卒業式の準備のため使用できないことから、特別教室「図工 室」に設置する。 質 疑 : 特になかった。 (6) 議案第8号 期日前投票所の決定について 事務局 : 緑区の期日前投票所については、従前同様、本設を緑区役所、増設を 土気市民センターとし、決定する。 なお、土気市民センターは、市長選も投票できるようになる3月3日 から開設する。 質 疑 : 特になかった。 (7) 議案第9号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて 事務局 : 土気市民センターの期日前投票所の開始時間について、法定の8時 30分から30分繰り下げし、午前9時からとする。 質 疑 : 特になかった。 (8) 議案第10号 不在者投票を行う場所等について 事務局 : 不在者投票を行う場所は緑区役所及び土気市民センターとするが、 土気市民センターについては、18歳未満の選挙人の不在者投票のみ を受け付ける。 質 疑 : 特になかった。 (9) 議案第11号 開票の場所及び日時の決定について 事務局 : 千葉市立泉谷中学校を開票所とし、午後9時30分から開票を開始 する。 質 疑 : 特になかった。 (10) 議案第12号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び 場所について 事務局 : 氏名掲示の順番を決めるくじは、千葉県知事選挙は2月27日(木) 午後6時から、千葉市長選挙は3月2日(日)午後6時から実施する。 質 疑 : 特になかった。 (11) 議案第13号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所について 事務局 : 開票立会人を希望する者が10人以上になった場合などには、その中 から開票立会人をくじで定める。 質 疑 : 特になかった。 (12) 議案第14号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について 事務局 : 千葉県知事選挙及び千葉市長選挙における、千葉市緑区選挙管理 委員会委員長の執務場所を定める。 質 疑 : 特になかった。 (13) 議案第15号 投票所の投票立会人の選任について 事務局 : 当日投票所の投票立会人を選任する。 質 疑 : 特になかった。 (14) 議案第16号 期日前投票所の投票立会人の選任について 事務局 : 期日前投票所の投票立会人を選任する。 質 疑 : 特になかった。 (15) 議案第17号 選挙人名簿の抹消者について 事務局 : 前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失 者や、住所の移動により4か月を経過した者、在外選挙人名簿への 登録移転を行った者及び誤載者について、本日付で緑区の選挙人名 簿から抹消する。 質 疑 : 特になかった。
--------	--

7 会議経過	(16) 議案第18号 選挙人名簿の登録者について 事務局 : 前回の登録時から本日までの間において、緑区に住所を有する者のうち、新たに18歳の誕生日を迎えた者、緑区に住民票を作成してから3か月が経過した者について、本日付で緑区の選挙人名簿に登録する。 質 疑 : 特になかった。 (17) 議案第19号 選挙人名簿からの抹消について 事務局 : 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙時登録から選挙期日前日までに転出後4か月を経過する者を日々抹消する。 質 疑 : 特になかった。
---------------	---